

富山県内産業観光推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人とやま観光推進機構（以下「機構」という。）が富山県の産業観光の活性化と推進に寄与するため、富山県内の産業観光施設を組み入れた旅行の造成を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業観光施設 富山商工会議所のホームページに現に掲載されている最新版「富山産業観光図鑑」（富山県広域産業観光推進委員会／富山県商工会議所連合会 発行）に掲載の施設及び機構会長が同等と認める施設
- (2) 公共性の高い団体 教育機関における、部・クラブ、サークル、ゼミナール等や町内会の児童クラブ、老人会等
- (3) 学校の行事 修学旅行や遠足等、既に予定されている学年、学校単位の旅行
- (4) 幼児 未就学児（小学生未満）
- (5) 交通機関の利用に係る費用 路線バス・貸切バス・電車・新幹線・飛行機等利用代金
- (6) その他移動に係る費用 レンタカー、有料道路利用代金等
- (7) 産業観光施設に係る利用代金 産業観光施設の入場料、見学科、体験料等の当該施設利用にかかる費用がこれにあたる。施設内での飲食代金又は商品等購入代金は含めない。

(助成金の交付対象)

第3条 機構は、富山県内の産業観光施設を組み入れた旅行の造成にあたり、その造成を行う者から申請されたもののうち、機構会長が認めたものについて、その仕入費用に対し助成金を交付するものとする。

(交付の条件)

第4条 助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成金の申請者は、旅行業登録をしている旅行事業者の他、機構が認めた公共性の高い団体も対象とする。ただし、学校の行事は対象外とする。
- (2) 産業観光施設を2件以上利用し、うち1件は、必ず体験・見学施設を組み込むこと。体験・見学施設は、別表1に定めるものとする。
- (3) 県内バス事業者又は県内宿泊施設を利用すること。
- (4) 参加人数が、15名以上であること。ただし、添乗員、幼児は、参加人数に含めない。
- (5) 旅行の出発日が、6月から3月であること。また、旅行が3月31日までに全て終了するものであること。
- (6) 同一内容のものを複数回実施する場合は、そのうち1回のみを対象とする。
- (7) 富山県内における移動は、全員同一行動とする。
- (8) 旅行の仕入代金のうち、交通機関の利用及びその他移動に係る費用と産業観光施設に係る利用代金の合算が、4万円以上であること。

(助成金額)

第5条 助成金額は、別表2に掲げる区分に応じ、予算額の範囲で交付する。

(別表2)

区 分		助 成 金 額	
		6～10月	11月～3月
産業観光施設 利用第4条の 条件を満たす もの	県内バス事業者利用	4万5千円	6万円
	県内宿泊施設利用		
	県内バス事業者と県内宿 泊施設の両方利用	6万円	8万円

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、富山県内産業観光推進事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を実施の1か月前までに機構に提出しなければならない申請書には申請者名のレターヘッドが入り、全行程を記述した旅行日程表、旅行費用見積書等を添付するものとする。

(交付の決定)

第7条 機構は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、申請した者に文書で通知する。

(遂行状況の報告)

第8条 機構は、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成者」という。）に対し、必要があると認めるときは、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

2 前項の場合において、機構は、助成者が提出する報告により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行することを指示することができる。

(実績報告)

第9条 助成者は、助成事業が完了したときは、助成事業の成果を記載した富山県内産業観光推進事業実績報告書（様式第2号）及び報告に必要な書面を機構に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定等)

第10条 機構は、助成金に係る事業の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、適当と認めるときは助成金の額を確定し、文書により助成者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 機構は、助成者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件を満たさないときには、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めのないものについては、機構が別に定める。

附則

- この要綱は、平成 23 年度分の助成金から適用する。
- この要綱は、平成 26 年度分の助成金から適用する。
- この要綱は、平成 27 年度分の助成金から適用する。
- この要綱は、平成 29 年度分の助成金から適用する。
- この要綱は、平成 30 年度分の助成金から適用する。
- この要綱は、平成 31 年（2019 年）度分の助成金から適用する。
- この要綱は、令和 3 年度分の助成金から適用する。
- この要綱は、令和 6 年度分の助成金から適用する。
- この要綱は、令和 7 年度分の助成金から適用する。
- この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日以降申請があった助成金から適用する。
- この要綱は、令和 8 年度分の助成金から適用する。

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 5 月 10 日一部改正

平成 30 年 4 月 2 日 一部改正

平成 31（2019）年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 7 月 1 日一部改正

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

富山県内産業観光推進事業助成金交付要綱 第4条2項 別表1

番号	対象施設名称	番号	対象施設名称	番号	対象施設名称
1	榑池田屋安兵衛商店	38	菅野家住宅	74	東山円筒分水槽
2	いなみ木彫りの里 創遊館	39	助野榑	75	美術館 ギャラリー・ミレー
3	射水市大島絵本館	40	SAYS FARM	76	日の出屋製菓産業榑 ささら屋立山本店
4	射水市竹内源造記念館	41	ダイビングスクールオーシャン	77	氷見あいやまガーデン
5	射水市陶房「匠の里」	42	高岡山瑞龍寺	78	氷見「網元の家」濱本家
6	鋳物工房 利三郎	43	高岡市鋳物資料館	79	氷見市潮風ギャラリー
7	梅かまミュージアムU-meい館	44	高岡市土蔵造りのまち資料館（旧室崎家住宅）	80	ひみ獅子舞ミュージアム
8	榑ウーケ	45	高岡市美術館	81	氷見昭和館
9	大寺幸八郎商店	46	高岡市伏木気象資料館	82	氷見市立博物館
10	榑織田幸銅器	47	高岡市伏木北前船資料館（旧秋元家住宅）	83	FACTRY ARAT MUSEUM TOYAMA
11	小矢部ふるさと歴史館	48	高岡市万葉歴史館	84	富岩運河環水公園
12	北日本新聞 越中座	49	高岡市博物館	85	富岩水上ライン
13	北前船廻船問屋 森家	50	（公財）高岡地域地場産業センター	86	伏木海陸運送榑創立75周年記念館
14	旧馬場家住宅	51	高岡銅器展示館	87	ブルーベリーとやまの幸 いなかふれさか
15	旧宮崎酒造 宿場回廊めぐり	52	高岡御車山会館	88	（南）北辰工業所
16	くろべ牧場 まきばの風	53	たかしん高峰記念館	89	北陸銀行 金融歴史資料館
17	KNBいりふねこども館	54	たけしま食品	90	北陸コカ・コーラボラダクツ榑 砺波工場
18	桂樹舎 和紙文庫	55	となみ散居村ミュージアム	91	北陸コンピュータ・サービス榑
19	県民公園 頼成の森	56	砺波出町子供歌舞伎曳山会館	92	ほたるいか海上観光
20	豪農の館 内山邸	57	とやまアルペン乳業榑	93	ほたるいかミュージアム
21	五箇山豆腐作り体験「どんぐり館」	58	富山県栽培漁業センター	94	ホーライサンワイナリー榑
22	国土交通省 利賀ダム（DXルーム）	59	富山県水墨美術館	95	前田薬品工業榑立山工場
23	高志の国文学館	60	富山県立山カルデラ砂防博物館	96	松住商店（ローソク店）
24	桜ヶ池クライミングセンター	61	富山県美術館	97	水の国黒部名水めぐり
25	桜町JOMONパーク	62	富山市エコタウン交流推進センター	98	みなとがわ倉庫
26	漆器くにもと	63	（一財）富山市ガラス工芸センター 富山ガラス工房	99	榑源 ますのすしミュージアム
27	榑島川 島川あめ店	64	富山市ガラス美術館	100	雅環境造形（ギャラリー檜亭）
28	（南）シマタニ昇竜工房	65	富山市公設地方卸売市場	101	ミュゼふくおかカメラ館
29	（公財）秋水美術館	66	富山市売薬資料館	102	モメンタムファクトリー・Orii
30	城端曳山会館	67	富山湾岸クルージング	103	薬種商の館 金岡邸
31	松楓殿「松楓の間」	68	（南）中村製作所	104	安田善次郎翁記念室
32	ショウワノート榑	69	中村美術工芸	105	榑ラポーゼ
33	新湊かに小屋	70	南砺市園芸植物園	106	YKKセンターパーク
34	榑新湊観光船	71	南砺バットミュージアム	107	若鶴酒造榑 三郎丸蒸留所
35	新湊漁業（協）	72	榑能作	108	若鶴酒造榑 若鶴大正蔵
36	新湊すし塾	73	花の森・天神山ガーデン	109	その他、機構会長が同等と認める施設
37	（同）新村こうじみそ商店				

令和 年 月 日

公益社団法人とやま観光推進機構

会長 麦野 英順 殿

郵便番号、住所又は所在地

法人（団体）名称

代表者氏名

印

令和8年度富山県内産業観光推進事業助成金交付申請書

富山県内の産業観光施設を組み入れた旅行を実施したいので、助成金として
金 円を交付されるよう、次の関係書類を添えて申請します。

【関係書類】

- 1 事業計画書
- 2 その他関係書類（添付）
 - ① 旅行日程表（申請者名のレターヘッドが入り、全行程記述のもの）
 - ② 産業観光施設の利用と費用がわかるもの（予約書等）
 - ③ 交通機関及び他移動に関わる費用がわかるもの（予約書等）
 - ④ 県内バス事業者を利用する場合は、その予約がわかるもの
 - ⑤ 県内宿泊施設を利用する場合は、その予約がわかるもの

【担当者連絡先】

所 属：

氏 名：

連絡先：

[注意事項]

- ※ 代表者の押印に使用する印鑑は、事業報告書（様式第2号）提出時に使用する印鑑と同じものとする。
- ※ 連絡先（電話番号）は、確実に連絡がとれるものとする。

事業計画書

1 区分 (該当するもの全てに、○印を付けてください。)

産業観光施設利用第4条 の条件を満たすもの	県内バス事業者利用	
	県内宿泊施設利用	

2 事業名称

3 実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 実施人数 (15名以上 添乗員、幼児は含めず)
名

5 訪問する産業観光施設の名称 (2件以上利用 うち1件が体験・見学型)

6 県内バス事業者を利用する場合、バス会社の名称

7 富山県内宿泊施設に宿泊する場合、宿泊施設の名称

公益社団法人とやま観光推進機構

会長 麦野 英順 殿

郵便番号、住所又は所在地

団体（法人）名称及び代表者氏名

助成対象事業所（支店・営業所）

代表者氏名

印

令和8年度富山県内産業観光推進事業実績報告書

令和 年 月 日付けと観第 号で交付の決定の通知があった富山県内産業観光推進事業について、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

【関係書類】

- 1 事業実施報告書
- 2 富山県内産業観光推進事業の実績を、明らかにする資料
 - ① 旅行日程表（申請者名のレターヘッドが入り、全行程記述のもの）
 - ② 体験施設利用及び料金を示すもの（写真、領収書、施設利用証明等）
 - ③ 交通機関の利用に関わる費用がわかるもの（領収書等）
 - ④ 県内バス事業者を利用した場合、バスの利用を示すもの（運送引受書等）
 - ⑤ 県内宿泊施設を利用した場合、宿泊施設の利用を示すもの（宿泊証明書、領収書）

【担当者連絡先】

所 属：

氏 名：

連絡先：

[注意事項]

※ 代表者の押印に使用する印鑑は、交付申請書（様式第1号）提出時に使用する印鑑と同じものとする。

※ 連絡先（電話番号）は、確実に連絡がとれるものとする。

事業実施報告書

1 区分 (該当するもの全てに、○印を付けてください。)

産業観光施設利用第4条 の条件を満たすもの	県内バス事業者利用	
	県内宿泊施設利用	

2 事業名称

3 実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 実施人数 (15名以上 添乗員、幼児は含めず)

5 訪問した産業観光施設の名称 (2件以上利用 うち1件が体験・見学型)

6 県内バス事業者を利用した場合、バス会社の名称

7 富山県内宿泊施設に宿泊した場合、宿泊施設の名称

8 助成金振込先